

札幌市教育文化会館ネーミングライツ(命名権)協賛企業募集要項

札幌市教育文化会館は、市内の文化芸術活動の拠点施設として1977年に開館して以来、多くの市民に親しまれてきました。

札幌市では、文化芸術の振興や施設の維持保全に寄与するとともに、協賛企業との連携・協力により、施設の魅力を高め、市民サービスの向上・地域貢献に資することを目的として、新たな財源確保に向けて札幌市教育文化会館のネーミングライツの協賛企業を募集します。

1 募集主体 札幌市

2 対象施設及び施設概要

設置目的 札幌市における文化芸術活動の振興に資するための音楽・美術・演劇・美術等の制作や発表の場の提供、音楽・舞踊・演劇等の公演、美術に関する展覧会等の企画や事業の実施

対象施設 札幌市教育文化会館

住所：札幌市中央区北1条西13丁目

施設概要 鉄骨・鉄筋コンクリート造

地上4階、地下1階建

延床面積 16,372.06㎡

大ホール 1,100席

小ホール 360席

リハーサル室、練習室 各2室

研修室 8室

講堂、ギャラリー、中野北溟記念室

駐車場（業務用、主催者用）

アクセス 地下鉄東西線「西11丁目」駅より徒歩5分

市電「西15丁目」電停より徒歩10分

ジェイ・アール北海道バス、中央バス

「北1条西12丁目」バス停より徒歩1分

運営方式 指定管理者制度により管理運営



※施設の詳細は教育文化会館ホームページをご参照ください。<https://www.kyobun.org/>

3 応募資格

次の（1）から（3）の全てに該当する団体が応募できます。

（1）法人であること。ただし、政治団体や宗教団体並びに札幌市広告掲載基準第2条に掲げる業種又は事業者を除く。

（2）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により、札幌市における一般競争入札等の参加を制限されていないこと。

（3）各種税（例：札幌市税、法人税等）を滞納していないこと。

4 ネーミングライツ（命名権）の範囲

ネーミングライツとは、札幌市教育文化会館の愛称に協賛企業名又は商品・ブランド名など使った名称を付与する権利を札幌市が協賛企業に与える代わりに、協賛企業が札幌市にその対価を払う（地域貢献や文化芸術の振興に寄与する取組を行うことを含む）方法をいいます。ただし、札幌市教育文化会館条例（昭和52年条例第14号）に規定する正式名称「札幌市教育文化会館」を変更するものではありません。

（条件）

- ・原則として、契約期間中は愛称の変更はできません。
- ・一般に札幌市以外の地域を連想させるような愛称をつけることはできません。
- ・札幌市広告掲載要綱第5条第2項各号のいずれかに該当するものは、愛称に使用することはできません。

5 名称使用開始時期

令和8年10月以降

※詳細はネーミングライツ獲得企業と協議し決定します。

6 希望契約条件

項目	内容	備考
希望契約金額	年間1,200万円以上	札幌市への納入額。消費税及び地方消費税相当額を含む。 初年度は契約開始日に応じ契約金額を再計算する。 金額の最低単位は10万円とする。
希望契約期間	5年間以上	契約期間終了後の契約継続については、優先交渉権を付与する。

7 ネーミングライツ（命名権）に付帯する権利

- (1) 施設愛称名と施設写真を御社の広報及び広告、販売促進などで使用できます。
- (2) 施設正面入口外壁及び施設内に愛称を表示します（表示は札幌市が作成します。ただし、愛称掲出に伴うロゴマークなどの制作費はネーミングライツ料とは別に協賛企業側で負担していただきます）。なお、ネーミングライツ契約後の工事着手となるため、表示時期等の詳細は別途お知らせいたします。
- (3) 施設案内パンフレットなどの札幌市で作成する広報印刷物やホームページについては、愛称を積極的に利用するものとします（契約後、新規に作成する印刷物のみ）。
- (4) 地下鉄東西線西11丁目駅構内の標識に愛称を表示します。
- (5) 教育文化会館内施設について下記のいずれかの条件で無償使用できます。
 - ①札幌市教育文化会館大ホール（年間1日）
 - ②札幌市教育文化会館小ホール（年間2日）
 - ③札幌市教育文化会館内諸室（会議室等、年間10日）※上記いずれも、使用できる日については別途協議させていただきます。
※備付物件等の使用料はご負担ください。

8 費用の負担

費用負担については、次表のとおりです。

	区分	市	協賛企業
①	本市及び指定管理者作成のパンフレット等の印刷物、ホームページの表示 ※1	○	
②	施設正面入口外壁及び施設内の看板製作・設置	○	
	看板の変更・別途作成する看板の設置		○
	看板のデザイン料		○ ※2
	契約終了後の原状回復		○
③	地下鉄東西線西11丁目駅構内の標識の設置	○	
	契約終了後の原状回復	○	

※1 ネーミングライツ契約後、新たに製作するものに限りません。

※2 ネーミングライツ料のほかに別途ご負担いただきます。

※3 札幌市が対応する部分については、本市の予算の範囲内で負担します。

9 選定方法等

(1) 選定方法

札幌市が企業の経営状況、応募金額、契約期間、愛称名等の付帯提案などを総合的に判断し、優先交渉権者を選定します。

(2) 選定結果の通知

全ての応募者に結果を通知します。

10 優先交渉権者との協議

優先交渉権者の選定後、契約に係る必要事項、愛称の表示に係る事項、スポンサーメリット等について協議を行います。

協議が不調に終わった場合において、次点順位の応募者がいる場合は、その応募者と順次協議を行います。

11 結果の発表

選定された事業者、愛称名及び契約金額を札幌市のホームページ等を通じて発表する予定です。また、マスメディアに対し情報の提供を予定しています。

12 応募方法

(1) 募集期間

令和8年5月20日（水）から令和8年6月19日（金）まで

申込書類は、募集期間中（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）午前9時から午後5時までに札幌市市民文化局文化部文化振興課に直接持参するか郵送で受付します。なお、郵送の場合は、募集期間の最終日の午後5時までに必着とします。申込み先は「13 申込み・問い合わせ先」をご覧ください。

(2) 申込書類

ア 札幌市教育文化会館ネーミングライツ協賛申込書（様式1）

イ 誓約書（様式2）

ウ 登記事項証明書（商業・法人登記簿謄本）及び印鑑証明書

エ 直近年度の札幌市税に関する納税証明書（指名願用で、発行日から3か月以内のものに限る。）

オ 直近年度の法人税、消費税及び地方消費税に関する納税証明書（未納の税額がないことの証明。発行日から3か月以内のものに限る。）

カ 定款、会社概要・決算報告書（直近3か年）

※申込書類は本書（正本）1部と副本（コピー）9部を提出してください。

申込書類のうち様式1は、札幌市公式ホームページの「文化・芸術」のページ（<https://www.city.sapporo.jp/shimin/bunka/index.html>）及び「広告事業」のページ（<https://www.city.sapporo.jp/somu/kokoku/index.html>）に掲載します。

※エ及びオについては、直近年度が令和6年度の内容となるものは、別途、令和7年度分の内容が準備でき次第ご提出いただくことがございます。

（3）応募にあたっての注意事項

ア 募集期間終了後の申込みの撤回・再提出及び申込書類の修正はできません（軽微な修正を除く。）。

イ 申込後に辞退する場合は、辞退届（様式任意）を提出してください。

ウ 申込書類は、理由の如何にかかわらず返却いたしません。

エ 申込みに係る経費は、すべて申込者の負担とします。

オ 申込書類に虚偽の記載があった場合は失格とします。

カ 応募の内容や選考の結果等については、札幌市情報公開条例（平成11年条例第41号）の定めるところにより、公開されることがあります。

13 申込み・問い合わせ先

〒060-0001 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌時計台ビル10階

札幌市 市民文化局 文化部 文化振興課 振興係（担当）林、前田

電話：011-211-2261 FAX：011-218-5157

E-mail：bunka@city.sapporo.jp

14 参考資料

（1）札幌市広告掲載要綱

（2）札幌市広告掲載基準

（3）札幌市情報公開条例（平成11年条例第41号）